

公 告

大分川ダム工事事務所管内等における機械設備の災害時等応急対策工事 に関する基本協定

次のとおり公告します。

平成31年2月12日

九州地方整備局

大分川ダム工事事務所長 酒井 正二郎

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

大分川ダム工事事務所管内等における機械設備の災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、大分川ダム工事事務所が管理する直轄管理区間及び関連区域において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、機械設備の故障・不具合を緊急的に対応を実施する事を想定し、緊急的に巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するものである。

また、大分川ダム工事事務所の管理区間外においても、広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定区間

大分川ダム工事事務所管内

(4) 基本協定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の保有技術者及び資機材保有状況等の工事実施体制、工事の施工実績、災害協定締結の実績等に関する技術資料等を総合的に評価して協定締結業者を5社程度選定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決算」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県に、建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店営業所の住所による。）が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成31年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局

長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 平成25年度以降に、元請けとして国又は県発注の機械設備工事の施工実績を有すること。但し経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記工事の実績を有していればよい。なお、当該工事が九州地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く
- (8) 本協定に基づく工事請負契約を取り交わす時点において、施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号
国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 工務課
電話 097-538-3391（代表）
FAX 097-538-3852
担当：工務課長 内田 智彦（内線311）
機電係長 簗田 康祐（内線316）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：平成31年2月12日（火）から平成31年2月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②交付場所：上記（1）に同じ。
- ③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：上記（2）①に同じ。
- ②提出場所：上記（1）に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

4. その他

技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。